

学長選考会議議事要録

1. 日 時 平成19年11月30日(金) 15:05~16:00
2. 場 所 弘前大学事務局2階 特別会議室
3. 出席者 丹野(議長), 石戸谷, 小田切, 櫛引, 佐藤, 南條, 小川, 須藤,
加藤の各委員
欠席者 岡井, 和田, 藁科の各委員
事務局陪席 佐藤総務課長, 小田桐総務G係長, 瀬成田法規評価G主任
中川総務G係員

4. 配付資料

なし

- ◎ 議長から, 前回会議(9月25日開催)の議事要録(案)について確認され, 異議なく了承された。

5. 審議事項

議題1 学長候補者選考規程等の見直しについて

議長から, 国立大学法人弘前大学学長選考会議規則(試案)第2条に定める委員の数について, 前回までの会議における意見を考慮して, 理事の数を2名とすること, また, 経営協議会からの委員及び教育研究評議会からの委員の数については, 各5名とするとの提案があり, 意見交換の後, 了承された。

引き続き, 議長から, 管理運営規則第38条以降の学長選考会議に係る部分の変更について次のような提案があった。

- (1) 第39条第1号及び第2号の委員の数について, それぞれ4名から5名に変更する。
- (2) 第40条第2項の条文は不要であると考えられるため, 削除する。
- (3) 第41条に「学長選考会議規則は, 国立大学法人法第12条第6項の規定に基づき, 学長選考会議が別に定める。」と規定する。

上記の提案について, 意見交換の後, 了承された。

引き続き, 議長から, 学長候補者選考規程の改正案について, 第6条の規定を, 「学内意向投票を行う。その結果を踏まえて学長候補者を選考する。ただし, 選考会議が必要と認めた場合は, 選考会議が選考した複数の第1次候補者を対象に第2次の学内意向投票を行う。この場合, 選考会議は第2次学内意向投票の結果を踏まえた上で学長候補者を決定する。」としてはどうかとの提案があり, 次のような意見交換があった。

- 2回も意向投票を行う場合, その結果を尊重せざるを得なくなり, 投票結果を覆すのは問題が生じるのではないか。よって, 意向投票は1回でよいのではないか。
○教育再生会議の提言は重視する必要がない。弘前大学に合った制度を作ればよい。

- 学内の投票ばかり重視しては、大学がつぶれる。
- 学内意向投票はいらない。学長選考会議で決めればよい。
- 2回やることもあり得るとするのは、一種の逃げ道になる。
- 推薦の段階で陣営堅めをやる方向に誘導すればいい。
- 判断基準が曖昧になってしまうため、1回か2回かのどちらかに決めるべきである。

以上の意見交換の後、学内意向投票の実施について、回数については明記せず、「意向投票を行う。その意向投票の結果を踏まえて学長選考会議が学長候補者を議考する。」と規定することで了承された。

また、了承の後、次のような意見があった。

- 条文に書かないまでも、意向投票が1回である旨、事前のPRをきちんとする必要がある。

以上の審議の後、今回の内容を踏まえて、学長選考会議規則と学長候補者選考規程に関連した既存の管理運営規則、その他の規程を改正する必要があるため、後日、議長、副議長と事務同席のもとで学長に説明することとした。その上で、選考会議規則と学長候補者選考規程を再度整理して、原案を次回の会議に提案し、最終的に決定することとなった。

また、4月の教育研究評議会と経営協議会で現委員は辞任し、改めて5名ずつの委員を選出し、その委員が2名の理事を決定することとなった。

6. 次回の開催について

議長から、次回の会議は、1月中旬から下旬頃を念頭に、各委員の日程を調整した上で開催することとしたい旨の発言があり、異議なく了承された。

以 上